

新得町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年6月

目次

I. はじめに	1
I-1 国における取組	
I-2 北海道における取組	
I-3 新得町の取組	
I-4 町行動計画の構成	
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
II-5 対策推進のための役割分担	8
II-6 本行動計画の主要7項目	9
(1)実施体制	9
(2)情報収集	16
(3)情報提供・共有	16
(4)予防・まん延防止	16
(5)予防接種	17
(6)医療	19
(7)町民生活および町民経済の安定の確保	20
III 各段階における対策	21
III-1 未発生期	21
III-2 海外発生期	24
III-3 道内未発生期	27
III-4 道内発生早期	32
III-5 道内感染期	35
III-6 小康期	39
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	41
(付属資料)	
・用語解説	43

I はじめに

I-1. 国における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なり、およそ 10 年から 40 年の周期で発生していますが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしてきました。

また、未知の感染症である新感染症の中で新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性も懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があります。

国では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)を制定し、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「国・地方公共団体・指定公共機関・事業者等の責務」、「新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置」等の特別の措置を定め、平成 25 年 6 月、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成しました。

I-2. 北海道における取組

北海道は、平成 17 年 12 月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しましたが、平成 21 年に国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、北海道の行動計画の抜本的改定を行いました。平成 25 年 6 月に策定した政府行動計画を基本とし、特措法第 7 条に基づき、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「北海道行動計画」という。)を作成し、北海道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、市町村が定める行動計画及び指定地方公共機関が作成する業務計画の基準となるべき事項等を定めました。

I-3. 新得町の取組

町では、平成 21 年 5 月に、国の発表した「インフルエンザ対策ガイドライン～フェーズ 4 以降～」及び「北海道新型インフルエンザ行動計画」に基づき「新得町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していました。今回、特措法第 8 条および「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、また、平成 21 年に大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策の経験等を踏まえ、「新得町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「町行動計画」という。)を策定することとしました。町行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとしします。

I-4. 町行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべく対応が異なることから、事前の準備を進め状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

町行動計画においては、国内発生早期と国内感染期を町内発生段階における対策を考慮するうえで、北海道計画に合わせ、未発生期、海外発生期、道内未発生期、道内発生早期、道内感染期、小康期の 6 つの段階に分類します。

発生段階の移行については、必要に応じて国と協議のうえで北海道が判断し、町は、町行動計画に定められた対策を段階に応じて実施することになります。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化することに留意が必要です。

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、政府行動計画

及び北海道行動計画と同じく、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものを対象とします。

<発生段階とWHOフェーズとの対応表>

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1, 2, 3又は相当する公表等
海外発生期	フェーズ4, 5, 6又は相当する公表等
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

<発生段階>

発生段階		状 態
国	道・町	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 ～ 国内感染期	道内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内で新型インフルエンザ等患者が発生していない状態
	道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	道内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 *感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている態

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

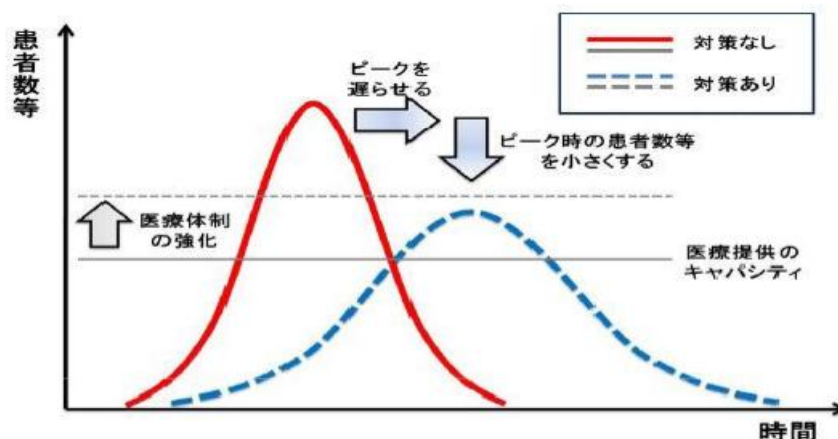
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能とされています。

世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。また、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであり、患者の発生が一定期間に偏ってしまった場合、医療提供の受入能力を超えてしまうということが懸念されます。

このため、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に係わる重要な課題と位置付け、町としても、国、道と連携し、次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
 - ① 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
 - ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- (2) 町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ① 地域での感染拡大防止対策等により、事業所等の欠勤者の数を減らします。
 - ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務、町民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



Ⅱ-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町は、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、政府行動計画及び北海道行動計画の考え方と整合性を図り、これまでの取組や地域性、さらには特措法上の町の役割を踏まえ、町行動計画を策定するものです。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

町では、国、道の基本的な考え方に基づき、新型インフルエンザ等の発生前から流行が治まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった対策に取り組んでいきます。

以下は政府行動計画及び北海道行動計画に即した町の基本的な考え方です。

(1) 発生段階に応じた対応

① 未発生期

地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給、予防接種体制の整備及び町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を進めます。

② 海外発生期

北海道等との連携により病原体の道内及び町内侵入の時期をできる限り遅らせます。

③ 道内未発生期

道内、町内への侵入をできるだけ遅らせるために、町民へ感染予防対策について積極的に情報提供を行います。また、道内の発生に備えた体制を整備し、体制が整い次第速やかに予防接種を開始します。

④ 道内発生早期

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じるとともに、北海道が行う医療対策、まん延防止対策等に協力します。

⑤ 道内感染期

国、北海道及び事業者等と相互に連携して、医療体制の確保や町民の生活及び経済の維持のために最大限の対策を行います。

様々な事態を想定し社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。

事態によっては、本町の実情等に応じて、政府の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び北海道の新型インフルエンザ等対策本部（以下「北海道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになります。

⑥ 小康期

国、北海道及び事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請及び各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。

全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討します。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を町民に周知することも必要です。

(3) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、北海道、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者及び町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動及び食料品の備蓄などの準備を行うこと必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

(4) 町での取り組みの考え方

町行動計画は、以上のような政府行動計画及び北海道行動計画の考え方との整合性を図り、これまでの取り組み、地域特性及び特措法上の本町の役割等を勘案し、以下の4点を考慮して計画を策定するものです。

- ① 危機管理のうえで最も重要な基本的な事項として、町民や事業者等に対する適切な情報提供を行う必要があります。
また、特措法の規定でも市町村行動計画に規定すべき事項として、「住民及び事業者等への適切な方法による情報提供」が定められており、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢者や障がい者等の要援護者に加え、情報が行き届きにくい対象者についても、情報が確実に周知されるよう、関係機関、団体等との連携等により、きめ細かく対応していくことが重要です。
- ② 本町の高齢化率は高く、町民の福祉サービスに対するニーズは高い状況にあります。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合、町は必要に応じて外出自粛の要請、保育所、幼稚園及び社会福祉施設等の使用制限の要請等を実施する必要がありますが、本町における福祉サービスの利用者の状況を十分踏まえたうえで実施されるよう、十分な連携が重要です。
また、平時からの地域での様々な活動を活かし、発生時における要援護者への生活支援を実施する体制を構築していく必要があります。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生に伴う各種産業への風評被害は、本町の経済に極めて大きな影響を及ぼすことが懸念されます。発生前から関連業界等をはじめとする関係機関や事業主等との連携により、風評被害の防止や風評被害からの早期回復を図る対策を進めていくことが重要です。
- ④ 町は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体であり、また、国が示す接種の優先順位を踏まえて全町民が速やかに接種できるよう、北海道及び関係医療機関等の協力を得て接種体制を構築していくことが必要です。接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種のそれぞれの接種方法について検討することが重要です。

Ⅱ－3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町では、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画、北海道行動計画及び国が進めるガイドラインに則して対策を推進すると共に次の点に留意し対応します。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、道との連携のもと、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、町民の権利と自由に制限が加わることが想定されます。その制限は新型インフルエンザ等対策を実施する上で必要最低限とし、実施にあたっては、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるようになっていています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

Ⅱ－4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右され、また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは難しい現状にあります。

政府行動計画では、有効な対策を考えるうえで、被害想定として、現時点における科学的知見及び過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、町行動計画における被害想定も政府及び北海道の考え方に準拠し、次のとおり推計しました。

【新型インフルエンザ等患者数の想定】

(※推計は、平成22年国勢調査結果から試算)

	国	北海道	十勝	新得町
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,420,000人 (対国人口の 4.45%)	90,000人 (対国人口の 0.28%)	1,600人 (対国人口の 0.005%)
最大 受診者数	25,000,000人 (CDC FluAid 使用)	1,100,000人 (対国人口比 4.45%)	70,000人 (対国人口比 0.28%)	1,250人 (対国人口の 0.005%)
最大 入院患者 数	2,000,000人 (CDC FluAid 使用)	86,000人 (対国人口比 4.45%)	5,600人 (対国人口比 0.28%)	100人 (対国人口の 0.005%)
最大入院 患者数/日	399,000人 (CDC FluAid 使用)	17,000人 (対国人口比 4.45%)	1,130人 (対国人口比 0.28%)	20人 (対国人口の 0.005%)
死亡者数 (中等 度)	170,000人 (感染者の 0.53%)	7,600人 (感染者の 0.53%)	480人 (感染者の 0.53%)	8人 (感染者の 0.53%)
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,400人 (感染者の2%)	1,800人 (感染者の2%)	32人 (感染者の2%)

(注:1) 米国疾病予防センターの推計モデルによる推計

※国の数値は、政府行動計画における推計値。感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0）による。

※入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限値を基に推計。

※入院患者数は、流行が8週間続くという仮定のもと、中等度（アジアインフルエンザ規模）の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から5週目の推計値。（重度はスペインインフルエンザ規模）

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響、効果及び現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしています。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- ① 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。
罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。
罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰します。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

Ⅱ－５．対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策については、政府行動計画及び国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における町の役割は、国及び北海道との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

対策の実施に当たっては、医学公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き対策を進めます。

(2) 北海道の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

特措法及び感染症に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断に努め市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 町の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援及び新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

対策の実施に当たっては、北海道及び近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

新型インフルエンザ等の発生時における医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備に協力します。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化に努めます。

(5) 指定地方公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、北海道知事に報告します。

(6) 登録事業者の役割

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となります。

新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。

特に多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品及び生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

Ⅱ-6. 町行動計画の主要7項目

町行動計画では、各段階ごとに、「1. 実施体制」「2. 情報収集」「3. 情報提供・共有」「4. 予防・まん延防止」「5. 予防接種」「6. 医療」「7. 町民生活及び経済の安定の確保」の7つの分野ごとに対策を進めます。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要があります。このため、町は、国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

新型インフルエンザ等の発生前から各課等横断的な会議の開催等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。

町対策本部会議の設置等

①発生前の体制（情報収集・分析及び情報共有）

未発生期のうち、海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況においては、保健福祉課（町対策本部事務局）で、国及び道から得られた情報を収集・分析します。また、状況に応じて、各課等との情報の共有及び新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備等を行います。

② 発生後の体制（新型インフルエンザ等対策本部の設置、新型インフルエンザ等対策本部会議の開催）

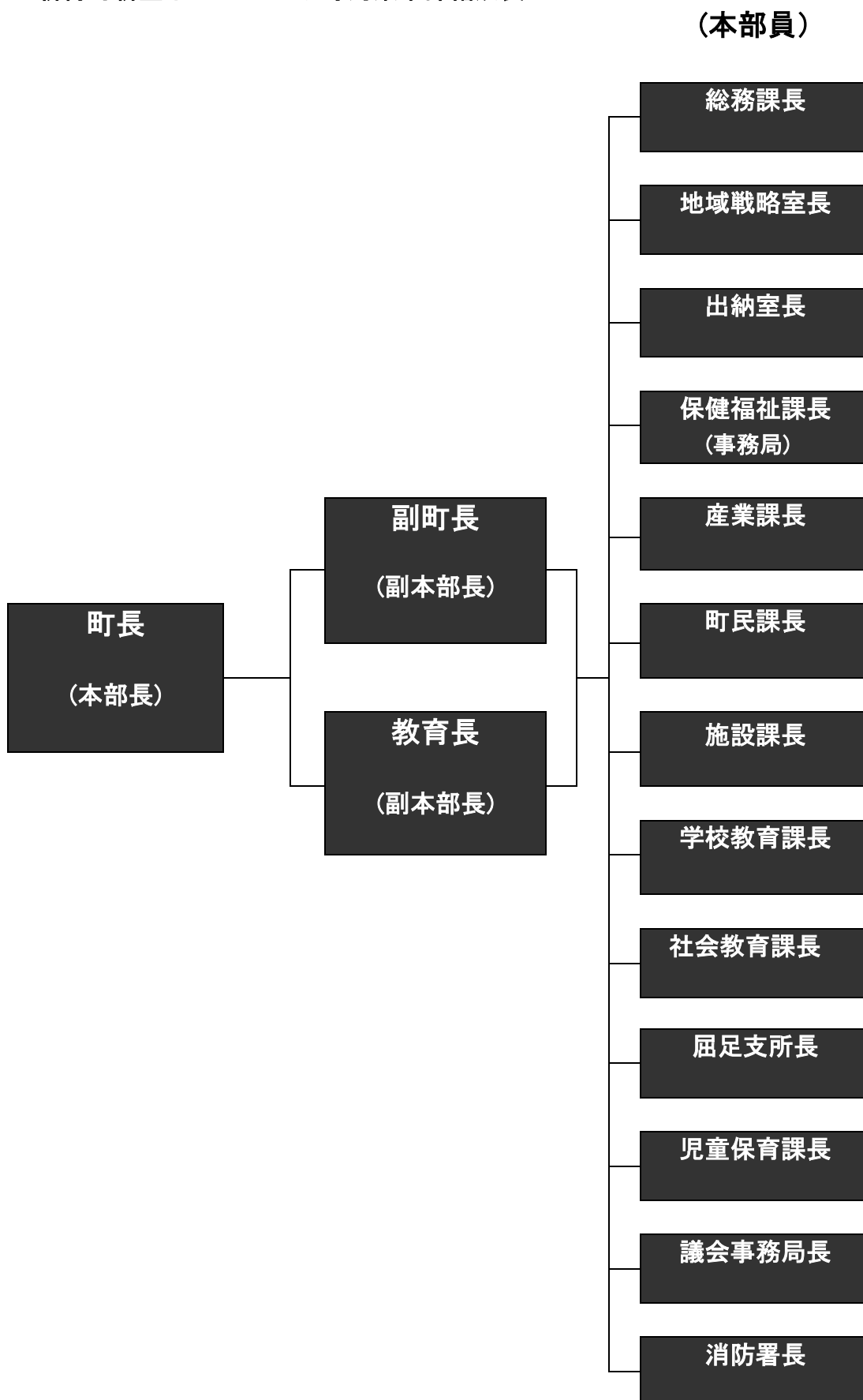
国が政府対策本部を設置した場合、町は直ちに特措法に基づかない任意の新型インフルエンザ等対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく新得町新型インフルエンザ等対策本部と位置付けます。

また、新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）第3条第2項に基づき、特別委員として専門的見地からの意見を求めることができます。

なお、任意で設置する新得町新型インフルエンザ等対策本部の組織および職務については、特措法及び新得町新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という）に準ずるものとしします。

(組織図)

* 新得町新型インフルエンザ等対策本部編成表



① 各課の所掌事務

部名 (本部員)	班名	事務分掌	課・係
総務対策部 (総務課長)	統括班	①国、道、他市町村、関係機関などとの連絡に関する こと ②社会活動及び事業活動等の自粛要請等（他課に係わる ものを除く。）に関すること ③自衛隊との連絡等に関すること	総務課 庶務係 防災係
	職員班	①職員の出勤、動員及び配備に関すること ②庁舎、職員の感染防止対策に関すること ③職員の新型インフルエンザ等感染予防に関する啓発に 関すること	総務課 職員係
	管財班	①感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に 関すること ②感染防止対策に必要な物品の確保に関すること ③町有施設などの管理に関すること	総務課 管財係
	財政班	①感染に伴う財政処置全般に関すること ②本部の予算計画及び感染防止対策に対する資金調達に 関すること	総務課 財政係
総務対策部 (地域戦略 室長)	情報班	①報道機関等の対応及び広報活動に関すること ②新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関すること ③その他情報の収集及び伝達に関すること ④公共交通機関・ライフライン事業者との連絡等に関する こと	地域戦略室 地域戦略係 広報広聴係
出納対策部 (出納室長)	会計班	①感染防止対策に関連する経理出納事務に関すること	出納室

<p>保健福祉対策部 (保健福祉課長)</p>	<p>保健医療班</p>	<p>①国、道対策本部との連携（他課に係わるものを除く。）に関する こと ②新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達並びに 感染状況等の把握に関する こと ③新得町新型インフルエンザ等対策本部の庶務に関する こと ④感染症法に関する こと ⑤国、道との連携（他課に係わるものを除く。）に関する こと ⑥新型インフルエンザ等対策一般の企画、立案に関する こと ⑦町民、医療機関等からの相談（他課に係わるものを除 く。）に関する こと ⑧外来診療、入院医療等の医療体制に関する こと ⑨予防接種に関する こと（国のガイドラインにより変更あり） ⑩感染防止対策に必要な薬品等の確保に関する こと ⑪新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関する こと ⑫防護具、消毒薬等の準備に関する こと ⑬新型インフルエンザ等感染予防策等の広報（他課に係わ るものを除く。）に関する こと</p>	<p>保健福祉課 健康推進係</p>
	<p>福祉班</p>	<p>①福祉施設における感染防止に関する こと ②日本赤十字社との連絡調整に関する こと ③ボランティアの受け入れに関する こと</p>	<p>保健福祉課 福祉係</p>
	<p>援護班</p>	<p>①在宅援護者等（高齢者・障がい者・小児等）の支援に 関する こと ②高齢者等社会福祉施設の感染調査の要請、情報周知に 関する こと</p>	<p>保健福祉課 介護保険係 在宅支援係</p>
<p>産業対策部 (産業課長)</p>	<p>農務班</p>	<p>①農業関係機関への情報提供及び協力要請に関する こと ②所管する組織への情報提供及び調査に関する こと ③農畜産物に関する風評被害の防止に関する こと ④動物（家きん、家畜など）の不審死への対応に関する こと</p>	<p>産業課 農政係 畜産係 耕地係 林務係 農業委員会</p>

	商工 観光班	<ul style="list-style-type: none"> ①商工会及び商工団体との連絡協議に関する事 ②商工関係の感染調査の要請、情報周知に関する事 ③経済関係に必要な応急対策に関する事 ④観光施設及び観光関係団体との連絡協議に関する事 ⑤観光関係の感染調査の要請、情報周知に関する事 ⑥食糧及び生活必需品の安定供給に関する事 ⑦企業の事業活動の自粛等に関する事 ⑧観光客への感染防止のため、事業者との連絡調整に関する事 	産業課 観光係 商工労働係
民政対策部 (町民課長)	住民 活動班 生活 環境班	<ul style="list-style-type: none"> ①自治会及びその他の各種団体への協力要請に関する事 ②感染性廃棄物の処理に関する事 ③し尿のくみ取りの処理に関する事 ④遺体の処理（安置場所の確保を含む。）に関する事 	町民課 住民活動係 生活環境係
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ①警察との連絡調整に関する事。 ②死亡届受理事務と対策本部との連携に関する事 	町民課 窓口係 国保年金係 課税係 納税係
土木対策部 (施設課長)	土木水 道班 建築班	<ul style="list-style-type: none"> ①水道水の安定供給に関する事 ②水道関係の情報の収集及び記録に関する事 ③上下水道施設の就業職員の感染防止策に関する事 ④薬剤、食料、生活必需品の輸送に関する事 ⑤輸送、輸送協力団体との連絡調整に関する事 ⑥関連業者等への感染防止対策の情報周知に関する事 	施設課 業務係 上下水 道係 建築係
児童保育部 (児童保育 課長)	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園、保育所、通所施設の感染予防に関する事 ②感染が疑われる症状がある児童に対する受診の指導に関する事 	児童保育課 総務係 子どもセン ター

文教対策部 (学校教育課長)	学校 教育班 給食班	①学校教育施設(学校、給食センター)の感染防止対策に関する事 ②感染が疑われる症状がある児童・生徒に対する受診の指導に関する事 ③教育委員会各課所の対応事項取りまとめ、調整に関する事。 ④PTA等教育関係団体への協力要請に関する事 ⑤児童・生徒の感染調査及び予防対策に関する事 ⑥教職員の動員及び調整に関する事 ⑦学校給食による感染防止対策に関する事	学校教育課 総務係 学校給食係
(社会教育課長)	社会教育班	①公民館等公共施設の使用制限に関する事	社会教育課 社会教育係 社会体育係
支所対策部 (屈足支所長)	支所班	①本部との連絡調整に関する事 ②地域住民からの相談に関する事	屈足支所
支援対策部 (議会事務局長)	支援班	①議会議員の感染情報に関する事 ②各対策班の応援に関する事 ③議会議員との連絡調整に関する事	議会事務局
消防対策部 (消防署長)		①患者輸送に関する事。 ②本部との連絡調整に関する事	消防

② 特別委員の主な役割

構成	主な役割
町内医師の代表 町内薬剤師の代表	対策本部が行う所掌事務に対する指導助言

(2) 情報収集

国及び北海道が道内のサーベイランス体制の構築等を行います。

町は積極的にこれらの情報を収集するとともに関係者や町民に迅速かつ定期的に情報提供します。

- ① 海外で発生した段階から道内の患者数が少ない段階
町は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。
- ② 道内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴及び患者の臨床像等の情報が蓄積された段階
北海道は、患者の全数把握が低下し、医療機関等の負担も過大となることから入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。
町は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。
- ③ サーベイランスの活用
サーベイランスにより把握された流行の開始時期及び規模等の情報は、町における体制整備等に活用します。
- ④ 鳥類及び豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス
町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。

(3) 情報提供・共有

- ① 情報提供・共有の目的
町、国、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。
- ② 情報提供手段の確保
町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け方が千差万別であることから、高齢者や障がい者等の届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためのホームページ等の活用も含めて多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知等、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、出来る限り迅速にかつきめ細かく情報提供を行います。
- ③ 発生前における町民等への情報提供
町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民、医療機関、事業所等に情報提供します。
特に園児、児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、庁内関係課が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供します。

(4) 予防・まん延防止

- ① 予防・まん延防止の目的
新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。
個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行います。

② 主なまん延防止対策

i 個人における対策

新型インフルエンザ等の予防について、手洗い、うがい、人混みでのマスク着用及び咳エチケットを励行するとともに、十分な休養、栄養摂取など基本的な感染予防の実施と感染者に接触しないため等の個人単位での感染予防、感染拡大防止対策の周知徹底を図ります。

政府による緊急事態宣言が行われた場合は、国及び北海道から「不要不急の外出の制限」を要請されるため、最低限の食料及び日用品等を各家庭における備蓄を推奨するなど、国及び北海道と連携してその取り組みに協力します。

ii 地域、職場における対策

町は、道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう、地域及び職場に周知します。

政府による緊急事態宣言が行われた場合は、国及び北海道より必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われるので、町は要請に応じ、その取り組み等に協力するとともに、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。

(5) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

特定接種は、住民接種より優先して行われます。

【特定接種】

特定接種は、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急性を認めたときに、臨時に行われる予防接種のことをいう。

① 特定接種の対象者

i 「医療の提供の業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

ii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

② 基本的な接種順位

i 医療関係者

ii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

iii それ以外の事業者

③ 接種体制

i 実施主体

(ア)国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(イ)北海道

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

(ウ)新得町

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

- ii 接種方法（新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員の特定接種）
原則として集団的接種とします。
接種が円滑に行えるよう未発症期から接種体制の構築を図ります。

【住民接種】

① 種類

i 臨時の予防接種

政府による緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

ii 新臨時接種

政府による緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として行います。

② 対象者の区分

以下の4つの群に分類されますが、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。

i 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者、発症することにより重症化する
リスクが高いと考えられる者
基礎疾患を有する者
妊婦

ii 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない 小児の保護者を含む）

iii 成人・若年者

iv 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群
（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、政府による緊急事態宣言が行われた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第46条2項を踏まえ、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることから、下記の考え方を踏まえ国が決定します。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- (a) 若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
① 医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④ 高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者
- (c) 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者>の順で重症化しやすいと仮定)
① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者>の順で重症化しやすいと仮定)
① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

④ 住民に対する予防接種の接種体制

町民に対する予防接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなりますが、一斉接種（期間を定め医療機関で接種）及び個別接種、またはそれぞれを組み合わせる等、接種が円滑に行われるように、関係団体の協力により接種体制の構築を図ります。

(6) 医療

町内の医療体制については、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である北海道が中心となって行うことから、町はそれらの情報を常時町内医療機関に提供し、連携していきます。北海道からの要請に応じてその対策に協力します。

(7) 町民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人の罹患及び家族の罹患等により、町民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時には、町民の生活及び経済への影響を最小限とどめるよう、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を進めます。

特に、高齢者世帯、障がい者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、食事提供等）は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について準備を進めます。

Ⅲ 各段階における対策

Ⅲ—1 未発生期

状態： ■ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ■ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
■ 目的：発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： ■ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ■ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

② 体制の整備及び国、北海道との連携強化

国、道、管内市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) 情報収集

① 情報収集

町は、国、道等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集します。

* 主な情報収集源 *

世界保健機関（WHO）、内閣官房、厚生労働省および関連機関、国立感染症研究所、農林水産省および関連機関、北海道、北海道感染症情報センターなど。

② 調査研究

町は、必要に応じて、国、道が実施する調査研究に協力するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や管内市町村等との連携等の体制整備を図ります。

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行います。マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

② 体制整備等

- i 町は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）や媒体などについて検討を行います。
- ii 町は、国、北海道及び関係機関からの緊急な情報に対応できる体制整備を行います。
- iii 町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する体制整備を行います。

(4) 予防・まん延防止

対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

- i 町は、町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的感染予防の知識を全段階において普及します。
- ii 町は、町民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、北海道に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- iii 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請についての理解促進を図ります。

② 地域対策、職場対策

- i 町は、地域や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。
- ii 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等について周知を図るための準備を行います。

(5) 予防接種

【特定接種】

① 基準に該当する事業者登録への協力

- i 町は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、北海道等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。
- ii 町は、北海道の特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等の事業者に対する登録作業に係る周知に協力します。

② 接種体制の構築

町は、町職員等について把握し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築します。

【住民接種】

- i 町は、特措法第46条、または予防接種法第6条第3項に基づく町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえて

ワクチン需要量を把握します。

- ii 町は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に国、道、医療機関、事業者及び学校関係者等と協力して接種に携わる医療従事者の体制、接種の場所及び接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

(6) 医療

町は、北海道が行う帰国者・接触者外来の準備、搬送体制及び医療体制整備等に協力します。

(7) 町民生活及び町経済の安定の確保

① 物資供給の要請等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備します。

② 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- i 町は、道と連携し道内感染期において生活支援が必要とされる高齢者、障がい者等の要援護者の範囲を決定します。
- ii 町は、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、診療、食事の提供）等具体的支援を行います。

Ⅲ—２ 海外発生期

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none">■海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。■国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。■海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none">■新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。■国内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none">■新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。■対策の判断に役立てるため、国、道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。■国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。■海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内に発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、及び町民に準備を促す。■町民生活及び町民経済の安定のための準備を進め、予防接種の接種等、道内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

① 体制整備

- i 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、庁内会議において緊急協議を行う等、町対策本部の設置に向けた準備を進めます。
- ii 町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合は、町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備を行います。
- iii 町は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知します。
- iv 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知します。
- v 町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について罹患した場合の症状

の程度が季節型インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施します。

(2) 情報収集

- ① 町は、国、北海道、WHO（世界保健機関）等の関係機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集します。
- ② 町は、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握情報について積極的に情報収集し、把握に努めます。

(3) 情報提供・共有

- ① 情報提供
 - i 町は、道等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、道内発生した場合に必要な対策等について、できる限りリアルタイムで情報提供します。
 - ii 町は、情報提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整していきます。
- ② 情報共有
町は、国のシステムを利用し、国、道や関係機関等とのインターネット等活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行います。
- ③ 相談窓口の設置
 - i 町は、道等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。
 - ii 町は、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映していきます。

(4) 予防・まん延防止

- ① 感染症危険情報の発出等
 - i 町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、道、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知していきます。
 - ii 町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、道、事業者等と相互に連携して、広く周知していきます。
- ② 水際対策
道では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所（保健福祉事務所）において必要な健康監視等の対応をとり、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力していきます。

(5) 予防接種

- ① ワクチンの供給体制の確保
町は、道や国等と連携して、予防接種に関する情報を収集し、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築に努めていきます。

【特定接種】

町は、道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行います。

【住民接種】

町は、道、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行います。

町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、保健センター等で集団接種、医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築します。

② 情報提供

町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、町民等に対し積極的に情報提供を行います。

（6） 医療

町は、消防署と連携し北海道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力します。

（7） 町民生活及び町民経済の安定の確保

町は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策の準備に係わる要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。

Ⅲ—3 道内未発生期

状態：

- 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
- 道内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 新型インフルエンザ等の道内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生が遅延と早期発見に努める。
- 道内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染対策等をとる。
- 医療体制や感染拡大防止策について道と連携して、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 町民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を行う。
- 早期に住民接種を開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに実施する。
- 対策の判断に役立てるため、国、道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

(1) 実施体制

町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は庁内会議等において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

【緊急事態宣言】

政府は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行い基本的対処方針を示します。

また、緊急事態措置を実施すべき期間と区域を公示します。

【町対策本部の設置】

- ① 町は、政府が緊急事態宣言を行った場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ② 町は、道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に

広く周知します。

町は、本町を含む北海道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。

※本町を含む北海道を対象とする緊急事態措置が発せられた場合の対応は、次項「道内発生早期」に記載します。

(2) 情報収集

町は、北海道等が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。

また国及び北海道等からの要請に応じ、町内の幼稚園、保育所、小中学校等における新型インフルエンザ等の症状による臨時休校・休園等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力します。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

町は、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や町内で発生した場合に必要な対策等について、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。

町は、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを周知し、個人レベルでの感染対策、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）を周知します。

② 情報共有

町は、国のシステムを利用し、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

③ 相談窓口等の体制の充実、強化

町は、保健福祉センター内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口の体制の充実強化を図ります。

町は、要支援者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等の関係機関及び民生委員等と連携して周知を図ります。

(4) 予防・まん延防止

① 町は、道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨していきます。

② 町は、道等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請していきます。

(5) 予防接種

【住民接種】

町は、国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民周知を図り、住民接種を開始します。

町は、接種の実施に当たり町内医療機関と連携して、保健福祉センター、屈足総合会館、町内会会館、学校などの公的施設の活用及び医療機関に委託すること等により、接種会場を確保しての集団接種、医療機関での一斉接種及び個別接種により接種対象者に応じた接種を行います。

【住民接種の広報、相談】

町は、病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種について

は、個人の意思に基づく接種であり、町はワクチン接種の機会を確保するとともに、接種の勧奨と必要な情報の積極的な周知に努めます。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

(6) 医療体制

町は、北海道が主に行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道からの要請に応じてその取り組みに協力します。

医療に関する道の対策

① 医療体制の整備

i 道は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、海外発生期に引き続き、継続します。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

② 患者への対応等

i 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。

ii 道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。

iii 道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

③ 医療機関への情報提供等

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

④ 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国内感染期に備え、国が各医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適切に使用するよう要請します。

⑤ 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売を確保するために必要な措置を講じます。

(7) 町民の生活及び経済の安定の確保

町は、道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけなどに協力します。

① 事業者の対応

道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請します。町は、道等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力していきます。

② 町民・事業者への呼びかけ

道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物質等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知します。

【緊急事態宣言がされている場合】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 事業者の対応等

- i 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ii 登録事業者は、医療の提供並びに道民生活及び道民経済の安定に寄与する事務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- iii 道では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

- i 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ii 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、町指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 運送・通信・郵便の確保

- i 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ii 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- iii 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染策

の実施等新型インフルエンザ緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階においては、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容することを町民に呼びかける。

⑤ 緊急物資の運送等

- i. 道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物質の輸送を要請する。
- ii. 道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- iii. 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、道は、必要に応じ、国と連携しながら指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑥ 犯罪の予防・取締り

道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が道警察本部に対し、犯罪情報集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。

Ⅲ－４ 道内発生早期

状態： ■道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的： ■道内（町内）での感染拡大をできる限り抑える。 ■患者に適切な医療を提供する。 ■感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： ■感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行う。 国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとる。 ■北海道が行う医療体制や感染拡大防止策に連携、協力し、町民一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 ■町民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を急ぐ。 ■住民接種を早期に開始できるよう準備を進め、体制が整った場合は速やかに実施する。

（１） 実施体制

町は、道内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに庁内会議において情報の集約、共有、分析を行います。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は、本町を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。

町は、道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び町民に広く周知します。

（２） 情報収集

町は、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力します。

（３） 情報提供・共有

【情報提供】

- ① 町は、道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、町民に対して、国内や道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。

- ② 町は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを周知し、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校や保育施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

【情報共有】

町は、国のシステムを利用し、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

【相談窓口の体制充実、強化】

町は、道等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健福祉センターに設置した相談窓口体制を充実強化します。

町は、国からQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

（４）予防・まん延防止

町は、国及び北海道等からの要請に応じ、事業者及び町民への感染対策の周知、学校、保育施設等の休校・休園措置等への対策や取り組み等に協力するとともに、町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は、道が住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。

町は、道が実施する学校、保育所等に対する施設使用制限（臨時休校・休園や入学試験の延期等）の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して協力します。

町は、道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

町は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。

（５）予防接種

- ① 町は、国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民周知を図り住民接種を開始します。
- ② 町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。
- ③ 町は、接種の実施に当たり、国、道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとります。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては、特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

(6) 医療体制

町は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、医療機関への周知や搬送体制等に協力します。

(7) 町民の生活及び経済の安定の確保

町は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防策の周知や町民への呼びかけに協力します。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は政府が緊急事態宣言を行った場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(ア) 水の安定供給

水道事業者である町は、町行動計画、または業務計画の定めにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、道等と連携し、町民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者・団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

道の対策

(ア) 道では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

(イ) 道は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延防止、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(ウ) 道は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

Ⅲ－５ 道内感染期

状態： ■ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ■ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的： ■ 健康被害を最小に抑える。 ■ 医療体制を維持する。 ■ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： ■ 感染拡大を防ぐため、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えていく。 ■ 北海道と連携して、北海道が主に行う医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等についての周知や、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため積極的な情報提供を行っていく。 ■ 事業所の欠勤者の増大が予測されるが、町民生活や町民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続していく。 ■ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整いしだい実施する。 ■ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図る。

(1) 実施体制

【基本的対処方針の変更】

町は、庁内会議等において情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に移行したことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。

【緊急事態措置がされている場合】

本町を含む道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。

町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報収集

町は、引き続き、道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に協力します。

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

① 町は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、町対策本部を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体と

もにわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、町民への広報を継続します。

- ② 町は、道と連携して、引き続き個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた町内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知します。

【情報共有】

町は、国、道及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

【相談窓口等の体制充実、強化】

- ① 町は、町民からの相談の増加に備え、保健福祉センターに設置した相談窓口体制を継続します。
- ② 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

（4）予防・まん延防止

- ① 町は、国及び道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校等の臨時休校の実施に関する対策等に協力します。
- ② 国が実施する渡航者、入国者等への情報提供・注意喚起などに協力します。
- ③ 町は、町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

（5）予防接種

【緊急事態宣言がされていない場合】

国が示す接種順位により、引き続き予防接種をします。

町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。

町は、接種の実施に当たり、国、道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとります。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は、住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

（6）医療体制

【在宅で療養する患者への支援】

- ① 町は、道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ② 町は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ町内の医療体制の情報提供や町民への周知等に協力します。

医療に関する道の対策

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努める。
また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努める。
- ② 入院治療は、重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬などの処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ④ 関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努める。
- ⑤ 医療機関等への情報提供
道は引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。
- ⑥ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用
道は国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不測が生じるおそれのある場合には、国及び道の備置分を放出する等の調整を行う。
- ⑦ 医療機関・薬局における警戒活動
道は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ① 医療等の確保
医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ② 医療機関不足の対応
道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送するなどにより順次閉鎖する。

（7） 町民の生活及び経済の安定の確保

町は、道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や町民への消費者としての適切な行動についての呼びかけ等の取組に協力します。

【緊急事態宣言がされている場合】

(ア) 水の安定供給 ★道内発生早期の記載を参照。

(イ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、道等と連携し、町民生活及び本町経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように、調査監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

町は、道等と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、町民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。

町は、道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じまたは生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

(エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、道からの要請に応じ、国及び道と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(オ) 埋葬、火葬の特例等

町は、道からの要請に応じ、国及び道と連携し、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させます。

町は、道からの要請に応じ、国及び道と連携し死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において火葬又は埋葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め本町以外の市町村長による火葬又は埋葬の許可等の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。

町は、道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域的手配や遺体の搬送の手配等の実施について協力します。

Ⅲ－6 小康期

状態： ■ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少して、低い水準でとどまっている状態。 ■ 大流行はいったん終息している状況。
目的： ■ 町民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： ■ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図る。 ■ 第一波の収束及び第二波発生の可能性及びそれに備える必要性について 町民に情報提供する。 ■ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ■ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 基本的対処方針の変更

町は、庁内会議等において情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に移行した事により、国が基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。

② 対策の評価、見直し

町は、各段階における対策に関する評価を行い、町行動計画の必要な見直し等を行います。

③ 対策本部の設置の解除

町は、政府において緊急事態解除宣言がされた際には、速やかに町対策本部の設置を解除します。

ただし、緊急事態解除宣言が出された時点でも、国、道が本部を設置継続している事態であれば、町においても、対策本部を継続します。

(2) 情報収集

町は、国、北海道、WHO（世界保健機関）等の関係機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を積極的に収集します。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

i 町は、引き続き、町民に対し利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。

ii 町は、町民等から寄せられた問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを行います。

② 相談窓口等の体制の縮小

町は、国及び道からの要請を踏まえて、保健福祉センターに設置した相談窓口から通常の相談体制へ戻します。

(4) 予防・まん延防止

- ① 町は、国及び道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について町民に周知します。
- ② 町は、町民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

(5) 予防接種

【住民接種】

町は、流行の第二波に備えて、新臨時接種を進めます。

【緊急事態宣言がされている場合】

町は、緊急事態宣言が行われている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び道と連携して、第二波に備えて、特措法に基づく住民接種を行います。

(6) 医療体制

町は、道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ協力します。

医療に関する道の対策

① 医療体制

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

② 抗インフルエンザウイルス薬

(ア) 道は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。

(イ) 道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の道の措置】

道は、必要に応じ、道内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 町民の生活及び経済の安定の確保

町は、国及び道が行う町民や事業者への呼びかけ等に協力します。

【緊急事態宣言がされている場合の道の措置】

① 業務の再開

(ア) 道は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 道は、国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力する。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られています。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。道も、行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示していることから、町においても、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力していきます。

国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の道の対策

1. 実施体制

- ・道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行う。
- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討する。

2. サーベイランス・情報収集

- ・道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報収集を行う。

情報収集源

- ・国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・都府県・市町村

鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

3. 情報提供・共有

- ・道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発症状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行う。
- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発症状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行う。

4. 予防・まん延防止

人への鳥インフルエンザの感染対策 水際対策

- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行う。
- ・道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努める。

疫学調査、感染対策

- ・道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施する。
- ・道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努める。

家きん等への防疫対策

- ・道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
 - ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行う。
 - ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
 - ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力する。

5. 医療

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努める。
- ・道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努める。
- ・道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について、入院その他の必要な措置を講じる。

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合、道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。

附属資料

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定公共機関

国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。医療・電気・放送・ガス・運送業者などで、災害対策基本法・国民保護法などで指定されている。

○ 重症急性呼吸器症候群（SARS）

2002～2003年、中国広東省で発生したSARSコロナウィルスによる感染症で咳などの飛沫や体液を介して感染する。潜伏期間は2～10日、全身症状は発熱・悪寒・震え・筋肉痛を伴い、インフルエンザに似た症状で発症する。致死率は10%前後で高齢者や基礎疾患がある人は高くなる。治療方法は、抗生物質による治療が行われるが、有効な治療法は確立されていない。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウィルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウィルスに対する免疫を獲得していないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致死率(致命率 Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。